

119

URL: <http://www.kasuyananbu-shobo.jp/>

廃消火器リサイクルシステム
～2010年1月1日から運用開始～

消火器の安全な回収を目的に、廃消火器リサイクルシステムの新制度が全国一斉にスタートしました。この制度により、廃消火器の引き取り・適正処理、リサイクルの効率的な回収システムが構築されました。

問 消火器リサイクルシステムとは？

答 消火器のリサイクル処理を目的に、製品出荷時に廃棄費用を徴収する前払い方式のことです。

問 現在使用している消火器を廃棄するにはどうしたらいいの？

答 現在お使いの消火器を廃棄するには、廃棄の際にリサイクルシールを購入する必要があります。

あります(廃棄や買い替の際には、指定取引所や購入された販売店などにご相談ください)。2010年以降、新しく購入される消火器には「リサイクルシール」が貼り付けてあります。

■主な指定取引所など

社名	電話	所在地
ヤマトプロテック (株) 福岡支店	☎ 411-4224	博多区那珂 5-7-12
(株) モリタ防災テック 福岡支店	☎ 451-7672	博多区博多駅南 5-10-17
(株) 初田製作所 九州支店	☎ 281-6287	博多区須崎町 5-4
宮田工業 (株) 福岡営業所	☎ 641-0048	東区箱崎ふ頭 3-3-20
日本ドライケミカル (株) 九州支店	☎ 451-0201	博多区東比恵 1-2-30
マルヤマエクスセル (株) 九州営業所	☎ 919-1400	筑紫野市上古賀 4-9-1
九州F E改修センター (株)	☎ 933-6336	宇美町平和 1-15-15

❗ **老朽化した消火器の破損にご注意ください**
平成21年9月、大阪市および行橋市で老朽化した消火器が破裂する、重大事故が発生しました。

現在、一般家庭の多くで使用されている消火器は、「加圧式」という粉末消火器です。この消火器の内部には、加圧用のガスボンベが内蔵されています。消火器のレバーを握ることにより、ガスボンベから放出されたガスの圧力で薬剤が噴射されます。消火器の本体に腐食や変形などがあると、その部分が圧力に耐えられなくなると破裂する事故が起きています。



❗ **破裂の恐れがある消火器とは...**



耐用年数の過ぎたもの(消火器には耐用年数があり、本体などに記載してあります)。キャップ(首の部分)や底部がさびついている。本体にへこみや変形がある。以上のような消火器は、早急に点検または廃棄をしましょう。

救急豆知識

このような症状が出たら、すぐに救急車を呼んでください!!

■ **脳卒中かもしれません!**

・手や腕がしびれ、力が入らなくなる

・ろれつがまわらない、言葉が出ない

・目まい、ふらつき、立てない

・意識がなくなる

■ **心筋梗塞かもしれません!**

・胸を締め付けるような痛み

・左肩・下あご・背中・胸の痛みが30分以上続く

・呼吸が苦しく冷や汗がでる

救急車の適正利用について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。救急車を本当に必要とする人のために!!

このような場合、脳や心臓に栄養を送る血管が詰まったり、狭くなったり、若しくは破れて出血しているかもしれません。どちらにしても、息ができないような状態だったら、頭や首を動かさないようにして、とにかく気道確保が第一です。男性ならネクタイやベルトを、女性ならスカートなどを緩めたりして、楽になるようにしてあげましょう。

救急車に乗るときは、事後の処置が素早くできるように症状を確認して、治療などに同意できる人が一緒に救急車に乗ってください。

「須恵町子宝応援手当の支給について」

町では、景気後退による住民生活の支援や地域経済対策を目的にした「須恵町子宝応援手当」を21年度から支給しています。この手当の概要は次のとおりです。

▼ **支給対象者** 平成22年4月1日現在、15歳に達して最初の3月31日までの間にある児童を4人以上監護し、町内に住所がある人。

※平成22年度についての具体的な生年月日は、平成7年4月2日から同22年4月1日生まれの子

▼ **支給額**
・ 監護する児童が4人 年額4万円
・ 監護する児童が5人 年額5万円
・ 監護する児童が6人以上 年額6万円

・ 申請期間 6月1日(火)～30日(水)
・ 支給月 8月
・ 支給年度 この手当の支給は平成23年度で終了します。

▼ **申請・支給** 5月末ごろ、支給対象者に対して、申請に必要な書類を送付します。申請者は窓口申請書を提出してください。その後、審査のうえ支給の決定を行い、口座振込により支給します。

※支給決定には、次のような確認を行います。

・ 公的身分証明書による本人確認
・ 通帳による振込口座の確認
・ 保険証による扶養関係の確認

▼ **問合せ先** 子ども教育課 ☎ 932・1151

65歳以上の人を募集しています! 初めての人も大歓迎!!

5月 わくわくデイサロン 6月

19日(水) 陶芸(定員25人まで) 講師 光安 逸子 先生 自己負担金 500円

2日(水) わくわくお楽しみ会 講師 健康福祉課スタッフ 自己負担金 300円

21日(金) いけばな 講師 健康福祉課 南里 自己負担金 500円

4日(金) さくらアート 講師 健康福祉課スタッフ 自己負担金 500円

26日(水) ハンドベルと懐かしい唱歌 講師 高間美奈湖 先生 自己負担金 300円

9日(水) ケアピクス 講師 林崎万里子 先生 自己負担金 300円

28日(金) さくらアート 講師 健康福祉課スタッフ 自己負担金 500円

11日(金) 塗り絵 講師 健康福祉課スタッフ 自己負担金 200円

■ **申込資格** 65歳以上で町内に住所を有する人
■ **開催日時** 水・金曜日の朝(9:00～11:15)
■ **場 所** 地域活性化センター1階
■ **定 員** 30人 ※予約が必要です。
■ **申込み・問合せ先** 健康福祉課 ☎ 932-1151 (内線126)